

公 告

尾道市上下水道事業ビジョン策定業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年6月4日

尾道市上下水道事業管理者 槇山 博之

1 業務の概要

(1) 業務名

尾道市上下水道事業ビジョン策定業務委託

(2) 業務委託の期間

契約締結日（令和7年9月1日を予定）から令和8年3月31日

(3) 業務範囲

①尾道市水道事業

②尾道市下水道事業

（a）公共下水道（雨水）

（b）公共下水道（污水）

（c）特定環境保全公共下水道（污水）

（d）農業集落排水（污水）

（e）漁業集落排水（污水）

(4) 計画期間

令和9年度から令和18年度までの10年間

(5) 業務内容

①事業概要の整理

②経営の基本方針の検討

③投資・財政計画の策定（局策定分の支援・助言）

④検討結果の取りまとめ・課題整理

⑤①から④を整理のうえ、計画素案（100ページ程度）の策定

その他詳細は、別紙「尾道市上下水道事業ビジョン策定業務委託仕様書」のとおりとする。

3 提案限度価格

18,390,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、契約予定金額を示すものではない。また、提案されるものは、この提案限度価格を超えてはならない。

4 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 参加申込書の提出の日から契約締結までのいずれの日においても、営業停止処分又は尾道市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与するなどの当該条例に違反する行為がないこと。
- (5) 令和7年度における「尾道市物品購入等競争入札参加資格」または「尾道市建設工事等入札参加資格」を有すること。
- (6) 平成31年4月1日以降に給水人口5万人以上の地方公共団体が発注した「上下水道事業ビジョン」または「経営戦略・経営計画」の策定・改定または支援業務を元請として受注し、誠実に履行した実績を有すること。
- (7) 「公認会計士」の資格を有する管理者を1名以上配置すること。また、「技術士（上下水道部門）」の資格を有する担当技術者を1名以上配置すること。
なお、専門性を有する人材を求めているため、再委託による配置を認めるものとする。
- (8) 上記「公認会計士」については、総務省が公表する「経営・財務マネジメント強化事業（公営企業関係）登録者一覧」に掲載されるとともに、対象事業に「下水道事業」、取組分野に「経営戦略の策定・改定」を有するものとする。

5 参加手続

(1) プロポーザルのスケジュール（予定）

項 目	日 程
公告	令和7年6月4日（水）
参加申込書等の提出期間	令和7年6月4日（水）～6月23日（月）
参加資格審査結果通知	令和7年7月2日（水）
質問書の受付期間	令和7年7月11日（金）まで
企画提案書等の提出期間	令和7年7月23日（水）まで
ヒアリング実施日	令和7年8月7日（木）〔予定〕
選定結果通知	令和7年8月中旬
契約締結	令和7年8月下旬
委託業務開始	令和7年9月1日（月）〔予定〕

(2) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

令和7年6月4日(水)から同年6月23日(月)までの間において、尾道市ホームページ(トップページ>しごとの情報>業務委託・その他(入札・契約))に掲載する。

(3) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加申込書(様式1)
- ②会社概要(様式は任意でA4版とする。)
- ③関連業務受託実績一覧表(様式2)
- ④配置予定管理者調書(様式3)と資格を証明する書面の写し
- ⑤配置予定担当技術者調書(様式4)と資格を証明する書面の写し

(4) 提出期間

令和7年6月4日(水)から同年6月23日(月)までの間の尾道市の休日定める条例(平成元年条例第34号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出方法

持参または郵送(書留郵便で提出期限必着)

(6) 提出先

問い合わせ先に同じ(尾道市上下水道局経営総務課)

6 参加資格審査及び結果通知

参加申込書及びその他書類を提出した事業者には、参加資格の審査を行い、結果を書面にて通知する。

7 質問の受付、回答

(1) 企画提案書の作成方法及び仕様書等について質問がある場合は、任意様式の書面により質問書を提出すること。

(2) 受付期間

令和7年7月11日(金)までの間の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参または問い合わせ先(尾道市上下水道局経営総務課)への電子メール(ただし、必ず送信後に電話連絡をすること。)

(4) 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日(休日を除く。)以内に尾道市ホームページに掲載及び尾道市上下水道局経営総務課にて閲覧に供する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数(様式は任意で、A4版両面で30頁以内とする。)

- ①企画提案書(A4版両面、30頁以内) 20部
- ②見積書 1部

(2) 提出期間

令和7年7月23日（水）までの間の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便で提出期限必着）

(4) 提出先

問い合わせ先に同じ（尾道市上下水道局経営総務課）

9 企画提案書等のヒアリング

(1) 日時

令和7年8月7日（木）〔予定〕（詳細は、別途通知する。）

(2) 場所

尾道市上下水道局長江庁舎（尾道市長江三丁目6番52号）

(3) 内容

①企画提案書に基づくプレゼンテーション 30分程度

②企画提案書に係る質問等 15分程度

(4) ヒアリングに係る参加人数は、5名以内とする。

(5) ヒアリング時における追加資料等は、認めないものとする。

(6) 企画提案事業者が、このヒアリングに参加しない場合は、プロポーザルを辞退したものみなす。

(7) ヒアリング後、選定委員会において審査を行い、最高の評価を得た企画提案事業者を受託予定事業者として決定する。

(8) 企画提案事業者が1者の場合であっても、提案内容を審査のうえ、適当と認められる場合には、受託予定事業者とする。

10 評価基準

(1) 評価項目と配点

評価項目		配点	審査員	計
業務実績	・他事業体での実績は豊富か。 ・実績に基づく標準的な計画策定が期待できるか。	5点	16人	80点
実施計画	・業務量を把握し、バランスの取れた作業スケジュールとなっているか。 ・納期は必ず遵守できるか。	5点	16人	80点
人員体制①	・適正な従事者数が配置されているか。 ・急な欠員や繁忙期に支障をきたさないバックアップ体制が確立できているか。	5点	16人	80点

人員体制②	・配置予定の管理者及び担当技術者は十分な実務実績を有し、優れた業務遂行能力を有するか。	5 点	16 人	80 点
局との連携	・協議体制は確立できているか。その回数は十分か。 ・局が提示する考え方や業務目標を十分理解のうえ、適正に反映できるか。	5 点	16 人	80 点
現状分析	・各事業の現状把握が十分できるものと期待できるか。	5 点	16 人	80 点
業務計画	・適正な業務計画の策定と課題や対応方針の整理が十分できるものと期待できるか。	5 点	16 人	80 点
経営計画	・適正な経営計画の策定と課題や対応方針の整理が十分できるものと期待できるか。	5 点	16 人	80 点
独自提案	・仕様書項目以外の優れた提案を有するか。	5 点	16 人	80 点
プレゼン能力	・説明が分かりやすいか。 ・質問に対する応答が的確かつ簡潔明瞭となっているか。	5 点	16 人	80 点
見積金額	・企画提案に対する見積金額			200 点
合 計				1,000 点

(2) 評価方法

①各評価項目については、5段階評価により得点化を行う。

評価の判断	得 点
優れている	5 点
やや優れている	4 点
普通	3 点
やや劣っている	2 点
劣っている	1 点

②見積金額については、積算内訳を精査したうえ、次の算定式により得点化する。

【価格評価点＝（最低提案見積額 / 当該者の提案見積額）×配点】

なお、価格評価点は小数点以下を四捨五入したものとする

11 選定結果通知

ヒアリングに参加した全ての企画提案事業者に対し、結果を通知する。

12 契約内容協議

- (1) 尾道市上下水道局と受託予定事業者は、仕様書及び企画提案書等に基づき、委託業務の契約に関する協議を行い、合意に至った場合は、その契約を締結するものとする。
- (2) 尾道市上下水道局は、受託予定事業者との協議が合意に至らなかった場合は、企画提案ヒアリングにおける評価が高い提案事業者から順に契約に係る協議を行うことができるものとする。

13 失格事項

- (1) 受託予定事業者に次のいずれかの事項があった場合は、失格とする。
 - ①提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ②参加資格要件を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合
 - ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 尾道市上下水道局は、受託予定事業者に失格事由が認められた場合は、企画提案ヒアリングにおける評価が高い提案事業者から順に契約に係る協議を行うことができるものとする。

14 その他

- (1) 企画提案事業者は、本プロポーザル参加に伴う費用を全て負担するものとする。
- (2) 尾道市上下水道局は、ヒアリングに係る提出書類を企画提案事業者に返却しないものとする。

15 問い合わせ先

尾道市上下水道局 経営総務課 総務係
〒722-0046 尾道市長江三丁目6番52号
TEL 0848-37-8700 FAX 0848-37-1956
E-Mail suido@city.onomichi.hiroshima.jp